



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

○ 告示

72 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	(薬務課) 1
73 大規模小売店舗の店舗面積の届出	(商工振興課) 4
74 保安林の指定の解除予定	(森林整備課) 5
75〃	(〃) 5
76〃	(〃) 5
77 保安林の指定施業要件変更予定	(〃) 5
78 保安林の指定施業要件の変更	(〃) 6
79 県営地域ため池総合整備事業の工事の完了	(農業農村整備課) 6
80 県営ため池等整備事業の工事の完了	(〃) 6
81〃	(〃) 7
82〃	(〃) 7
83 県営農業基盤整備促進事業の工事の完了	(〃) 7
84 特定第2号漁業者の同意成立の届出	(水産振興課) 7
85 港湾施設の公示	(港湾空港振興課) 7

告 示

和歌山県告示第72号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

令和3年1月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、「ZUP」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (2) 次の写真に示すとおり、「LOVE Taboo」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (3) 次の写真を付して、「GAY CRAZY SEX」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (4) 次の写真に示すとおり、「マゾヒスト狂」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (5) 次の写真に示すとおり、「Miracle Rainbow」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (6) 次の写真に示すとおり、「XXX Gay」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (7) 次の写真に示すとおり、「LONG SHOT」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (8) 次の写真に示すとおり、「EFFECT 2020」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (9) 次の写真を付して、「BLACK MAGIK（ブラックマジ）」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (10) 次の写真に示すとおり、「悶絶けつまんこ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (11) 次の写真を付して、「Silver Queen（シルバークイーン）」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (12) 次の写真を付して、「order 瓶系アロマ（007）」の名称で販売される製品であって、その内容物

が液体のもの。

- (13) 次の写真を付して、「エクスタシーウエーブ4」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (14) 次の写真を付して、「エクスタシーウエーブ5」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (15) 次の写真を付して、「スランバーランド」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (16) 次の写真を付して、「スランバーランドウエーブ」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (17) 次の写真を付して、「スランバーランドクリスタル」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (18) 次の写真を付して、「カチノンラブ2」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (19) 次の写真を付して、「スランバーパウダー」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (20) 次の写真を付して、「Research chemical G」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (21) 次の写真を付して、「Research chemical VIII」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (22) 次の写真を付して、「●お徳用ハーブ ダイアモンドガール3 (Diamond Girl) ハーブ状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (23) 次の写真に示すとおり、「G SHOT」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (24) 次の写真に示すとおり、「PLAY GUY」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (25) 次の写真を付して、「純白 pure 合法パウダー 0.5g Ice SEX7770」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (26) 次の写真を付して、「HEART KILLER III」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (27) 次の写真に示すとおり、「ROMEO CUBA」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (28) 次の写真に示すとおり、「HONEY HOLE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (29) 次の写真を付して、「Ashed Force DRY」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (30) 次の写真に示すとおり、「GOLD Dick」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (31) 次の写真に示すとおり、「EGO SUPER HAZE-T」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (32) 次の写真に示すとおり、「Ecstasy LOOP」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (33) 次の写真を付して、「SEXY Shocker」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (34) 次の写真に示すとおり、「Hyper Def」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (35) 次の写真に示すとおり、「GOLD ICE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (36) 次の写真を付して、「Crystal FUSION」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (37) 次の写真を付して、「SEXTREAM MONSTER」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (38) 次の写真を付して、「Tripper Zone」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。

の。

- (39) 次の写真に示すとおり、「LA MAX STAR」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (40) 次の写真に示すとおり、「SPLASH woman」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (41) 次の写真に示すとおり、「SILKY MILKY TIME」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (42) 次の写真に示すとおり、「Wonderland Trips」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (43) 次の写真に示すとおり、「MELLOW SPECIAL GM2000」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (44) 次の写真に示すとおり、「Meteo Blast」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (45) 次の写真に示すとおり、「Rigoletta」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (46) 次の写真に示すとおり、「COBRA TWIST」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (47) 次の写真に示すとおり、「K4」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (48) 次の写真を付して、「Street rider」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (49) 次の写真に示すとおり、「Monster Edition Hungry」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (50) 次の写真に示すとおり、「IBIZA」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (51) 次の写真に示すとおり、「VIRGIN STAR」と表示のある製品であって、その内容物が固体のもの。
- (52) 次の写真を付して、「ULTRA CORE」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (53) 次の写真を付して、「お勧めセットA(にやにや多幸系)」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体、植物片及び粉末のもの。
- (54) 次の写真を付して、「お勧めセットB(きょろきょろ明るい系)」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体、植物片及び粉末のもの。
- (55) 次の写真を付して、「お勧めセットC(がっちり系)」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体、植物片及び粉末のもの。
- (56) 次の写真に示すとおり、「MAXINIUM」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (57) 次の写真を付して、「- yellow RUSH Trance SEX - 0.5G」の名称で販売される製品であって、その内容物がゲル状のもの。
- (58) 次の写真を付して、「- green RUSH Reggae SEX - 0.5G」の名称で販売される製品であって、その内容物がゲル状のもの。
- (59) 次の写真に示すとおり、「Cunt Panic」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (60) 次の写真に示すとおり、「FIRST TIME GAY XXX HOT」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (61) 次の写真を付して、「8 POOL BALL」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (62) 次の写真に示すとおり、「GOMESS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (63) 次の写真に示すとおり、「PASSION」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (64) 次の写真に示すとおり、「GAY LONG TIME」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (65) 次の写真に示すとおり、「GAY EXPLOSION」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (66) 次の写真に示すとおり、「MONSTER Killer」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (67) 次の写真に示すとおり、「Carmen」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (68) 次の写真に示すとおり、「LGBT FLASH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (69) 次の写真を付して、「LGBT Crystal」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (70) 次の写真に示すとおり、「Diamond Diva」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。

- (71) 次の写真に示すとおり、「Sexy BERRY」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (72) 次の写真に示すとおり、「06 Style」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (73) 次の写真に示すとおり、「EQuality」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (74) 次の写真に示すとおり、「SWEET LOVE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (75) 次の写真を付して、「スーパー レモンヘイズStrong ハーブ状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (76) 次の写真を付して、「スーパー レモンヘイズヘブンStrong ハーブ状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (77) 次の写真を付して、「KATANA Strong ハーブ状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (78) 次の写真を付して、「●お徳用ハーブ スーパーシルバーへイズStrong (Super Silver Haze) ハーブ状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (79) 次の写真を付して、「●お徳用ハーブ スーパーシルバーへイズヘブンStrong (Super Silver Haze Haven) ハーブ状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (80) 次の写真を付して、「●お徳用ハーブ レッドドラゴンStrong (RED DRAGON) ハーブ状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (81) 次の写真を付して、「FEEL OPIUM」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (82) 次の写真に示すとおり、「WINEY BITCH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (83) 次の写真に示すとおり、「Excite Fuze」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (84) 次の写真に示すとおり、「LOVE MAKER PRO」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (85) 次の写真を付して、「Boost One」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (86) 次の写真を付して、「ORGASM SLAVE」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (87) 次の写真に示すとおり、「LIGHTNING」と表示のある製品であって、その内容物が固体のもの。
- (88) 次の写真を付して、「Ageha Dream 3」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (89) 次の写真を付して、「Energy heart」の名称で販売される製品であって、その内容物がゲル状のもの。

（次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。）

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

3 施行期日

令和3年1月26日

和歌山県告示第73号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次の大規模小売店舗から店舗面積の合計が同法第3条第1項の基準面積以下となる旨の届出があつたので、同法第6条第6項の規定により公告する。

令和3年1月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワミレニアシティ岩出店

和歌山県岩出市中迫塚本147

和歌山県報 第177号

令和3年1月26日（火曜日）

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

辻野開発株式会社

代表取締役 辻野磯治

大阪府阪南市尾崎町86-1

- 3 変更した年月日

令和2年9月26日

- 4 届出年月日

令和2年12月28日

和歌山県告示第74号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和3年1月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 日高郡由良町大字大引字西ノ谷946の3、947の6、947の7

- 2 保安林として指定された目的 魚つき

- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第75号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年1月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 日高郡由良町大字大引字西ノ谷947の1（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 魚つき

- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに由良町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第76号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和3年1月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市龍神村福井字手谷2332の33から2332の35まで、2332の37から2332の39まで

- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養

- 3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第77号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年1月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県報 第177号

令和3年1月26日（火曜日）

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かんよう}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第78号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年1月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かんよう}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第79号

県営地域ため池総合整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 事業名 県営地域ため池総合整備事業 北吉田地区
- 2 確定年月日 平成25年2月14日
- 3 工事を完了した時期 平成29年3月31日

和歌山県告示第80号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 こづけ峠池地区
- 2 確定年月日 平成26年7月20日
- 3 工事を完了した時期 平成29年3月31日

和歌山県告示第81号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 大船河池地区
- 2 確定年月日 平成26年7月20日
- 3 工事を完了した時期 平成30年6月21日

和歌山県告示第82号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 横垣大池地区
- 2 確定年月日 平成29年4月4日
- 3 工事を完了した時期 平成31年3月29日

和歌山県告示第83号

県営農業基盤整備促進事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 事業名 県営農業基盤整備促進事業 若野1期地区
- 2 確定年月日 平成27年11月8日
- 3 工事を完了した時期 令和2年4月9日

和歌山県告示第84号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和3年1月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区域	区分	加入区の名称
和歌山東漁業協同組合の地区	東牟婁郡串本町大島、須江又は樫野に住所又は根拠地を有する者が行う小型定置網漁業	南紀第1

和歌山県告示第85号

和歌山県報 第177号

令和3年1月26日（火曜日）

県が管理する港湾施設を港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年1月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

港湾施設の概要

港湾の名称	港湾施設の名称	位 置	種 類	数量及び能力
日置港	-2.5m物揚場（1）	西牟婁郡白浜町日置地先	物揚場	延長189.0メートル 水深2.5メートル
	-2.5m物揚場（2）	西牟婁郡白浜町日置地先	物揚場	延長191.0メートル 水深2.5メートル
	日置小型船舶係留施設	西牟婁郡白浜町日置地先	小型船舶係留施設	延長250.0メートル 水深2.5メートル

供用開始年月日

令和3年4月1日

上記施設の詳細は、図面で示すものとし、その図面は和歌山県国土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び西牟婁振興局建設部管理保全課に備え付ける。